

明石市事業者用脱炭素化設備等導入支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に有する事業所等に対し、省エネルギー性能の向上に資する取組を行う事業者に対して、その費用の全部又は一部を補助することにより、事業所等のエネルギー利用の効率化を図り、もって脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で市民活動を行う団体又は事業活動を行う者若しくは団体をいう。
- (2) 事業所等 事業所又は事務所をいう。
- (3) 太陽光発電システム 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、発電された電力が主として当該設備を設置する事業所等の用に供されるものをいう。
- (4) PPA事業者 他の事業者が市内に有する事業所等に太陽光発電システムを設置し、当該他の事業者に代わり同システムの維持及び管理を行う者又は団体をいう。
- (5) 普通充電設備 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を充電するための設備であって、主として当該設備を設置する事業所等に係る事業用の自動車を充電するために用いられるものをいう。
- (6) ZEB 建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年9月25日国土交通省告示第970号）の規定に基づき建築物のエネルギー消費性能に関する表示がなされ、当該表示においてZEB水準を満たす旨が示されている建築物（住宅を除く。以下同じ。）その他当該建築物と類似するものとして市長が認める建築物をいう。
- (7) ZEB事業所等 事業所等の用に供されるZEBをいう。
- (8) ZEB化 ZEB事業所等でない建築物をZEB事業所等に改修することをいう。
- (9) 省エネルギー診断 一般社団法人環境共創イニシアチブが登録する者又は一般財団法人省エネルギーセンターが行う既存の事業所等及び当該事業所等の内部に設置される設備に対する省エネルギー性能に係る診断をいう。

(10) Z E B化調査 一般社団法人環境共創イニシアチブが登録するZ E Bプランナーが行う既存の事業所等のZ E B化に向けた課題等の調査をいう。

(対象事業)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、当該事業の内容は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 太陽光発電システム設置事業 次のア及びイのいずれにも該当する事業

ア 別表第1の1の項対象設備等の欄に定める太陽光発電システム（以下「対象太陽光発電システム」という。）を市内の事業所等（Z E B事業所等を除く。）に設置する事業であること。

イ 対象太陽光発電システムを設置した日が第5条第1項の規定による申請（以下「交付申請」という。）を行った日の属する年度（以下「対象年度」という。）の初日から3月10日までの間（以下「対象期間」という。）にあるものであること。

(2) 普通充電設備設置事業 次のア及びイのいずれにも該当する事業

ア 別表第1の2の項対象設備等の欄に定める普通充電設備（以下「対象普通充電設備」という。）を市内の事業所等の敷地内の駐車場に設置する事業であること。

イ 対象普通充電設備を設置した日が対象期間内にあるものであること。

(3) Z E B新築購入事業 次のア及びイのいずれにも該当する事業

ア 別表第1の3の項対象設備等の欄に定めるZ E B事業所等（以下「対象Z E B事業所等」という。）を市内に建築又は購入する事業であること。

イ 対象Z E B事業所等の引渡しを受けた日が対象期間内にあるものであること。

(4) Z E B化改修事業 次のア及びイのいずれにも該当する事業

ア 別表第2の事業所等の要件の欄に定める要件を満たす市内の事業所等（以下「Z E B化事業所等」という。）のZ E B化に係る工事（以下「対象工事」という。）を行う事業であること。

イ 対象工事を完了した日が対象期間内にあるものであること。

(5) 省エネルギー診断事業 市内の事業所等に対して省エネルギー診断を行う事業であって、当該診断を行った日が対象期間内にあるもの

(6) Z E B化調査事業 市内の事業所等に対してZ E B化調査を行う事業であって、当該調査を行った日が対象期間内にあるもの

(対象者及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)及び補助金の額は、次の各号に掲げる対象事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 太陽光発電システム設置事業、普通充電設備設置事業及びZ E B新築購入事業 別表第1の対象事業の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の対象者の欄に定める者及び補助金の額の欄に定める額

(2) Z E B化改修事業 別表第2の対象者の欄に定める者及び補助金の額の欄に定める額

(3) 省エネルギー診断事業及びZ E B化調査事業 別表第3の対象事業の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の対象者の欄に定める者及び補助金の額の欄に定める額

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期間内に、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 見積書の写しその他の対象事業の内容並びに費用の額及び内訳が分かる書類

(2) 交付申請を行った日前3か月以内に発行された申請者に係る定款及び登記事項証明書(申請者が法人でない場合にあつては、申請者が事業者(太陽光発電システム設置事業に係る交付申請にあつては、事業者又はP P A事業者)であることが分かる書類)

(3) 次のアからカまでに掲げる対象事業の区分に応じ、それぞれ当該アからカまでに掲げる書類

ア 太陽光発電システム設置事業 次に掲げる書類

(ア) 対象太陽光発電システムを設置する事業所等の位置図

(イ) 対象太陽光発電システムの設置場所が分かる図面

(ウ) 対象太陽光発電システムの設置工事に係る着手前の現況を示すカラー写真

(エ) 対象太陽光発電システムの技術仕様が分かる書類

(オ) 対象太陽光発電システムによって発電された電力の全量を販売しない旨等を明記した誓約書

(カ) 対象太陽光発電システムを設置する事業所等に係る事業者(以下「運営事業者」という。)へ第10条第2項の規定により交付を受けた補助金の

額に相当する額（以下「補助金額相当額」という。）を還元する方法を示す書類（P P A事業者が交付申請を行う場合に限る。）

イ 普通充電設備設置事業 次に掲げる書類

- (ア) 対象普通充電設備を設置する事業所等の位置図
- (イ) 対象普通充電設備の設置場所が分かる図面
- (ウ) 対象普通充電設備の設置工事に係る着手前の現況を示すカラー写真
- (エ) 対象普通充電設備の技術仕様が分かる書類
- (オ) 対象普通充電設備の設置に係る土地の所有者の許諾書（借地に当該設備を設置する場合に限る。）

ウ Z E B新築購入事業 次に掲げる書類

- (ア) 対象Z E B事業所等の位置図及び平面図
- (イ) 対象Z E B事業所等に設置する省エネルギー設備の概要が分かる書類

エ Z E B化改修事業 次に掲げる書類

- (ア) 対象工事を行う事業所等の位置図及び平面図
- (イ) Z E B化事業所等に設置する省エネルギー設備の概要が分かる書類
- (ウ) 対象工事に係る着手前の現況を示すカラー写真

オ 省エネルギー診断事業 次に掲げる書類

- (ア) 省エネルギー診断を行う事業所等の位置図
- (イ) 省エネルギー診断の内容が分かる書類

カ Z E B化調査事業 次に掲げる書類

- (ア) Z E B化調査を行う事業所等の位置図
- (イ) Z E B化調査の内容が分かる書類
- (ウ) Z E B化調査を行う事業所等がZ E B事業所等に該当しない旨を明記した誓約書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 同一の申請者が行う交付申請は、1年度につき1回を限度とする。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、交付申請を受けたときは、これを審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(事業の内容の変更)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「補助交付決定者」という。）は、当該交付決定の内容を変更しようと

するときは、変更交付申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを承認したときは、その旨を変更承認通知書により、補助交付決定者に通知するものとする。

(事業の中止)

第8条 補助交付決定者は、対象事業を中止するときは、速やかに中止届出書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助交付決定者は、事業完了日（対象事業が完了した日をいう。第12条において同じ。）から対象年度の3月10日までの間に、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 領収書の写しその他の対象者が負担する対象事業に係る経費の額を証する書類

(2) 契約書の写し（第5条第1項第1号の規定により当該契約書の写しを提出している場合を除く。）

(3) 次のアからカまでに掲げる対象事業の区分に応じ、それぞれ当該アからカまでに掲げる書類

ア 太陽光発電システム設置事業 次に掲げる書類

(ア) 対象太陽光発電システムの設置状況が確認できるカラー写真

(イ) 対象太陽光発電システムの品質保証書の写し

(ウ) 太陽光発電モジュールの製造業者が発行する出力対比表及び製造番号表の写し

イ 普通充電設備設置事業 次に掲げる書類

(ア) 対象普通充電設備の設置状況が確認できるカラー写真

(イ) 対象普通充電設備の品質保証書の写し

ウ Z E B新築購入事業 次に掲げる書類

(ア) 対象Z E B事業所等の全体が確認できるカラー写真

(イ) 対象Z E B事業所等に設置されている省エネルギー設備のカラー写真

(ウ) 対象Z E B事業所等に係るB E L S評価書又は省エネ性能ラベル

エ Z E B化改修事業 次に掲げる書類

(ア) Z E B化事業所等の全体が確認できるカラー写真（対象工事を完了した日以後に撮影したものに限る。）

(イ) Z E B 化事業所等に設置されている省エネルギー設備のカラー写真

(ウ) Z E B 化事業所等に係る B E L S 評価書又は省エネ性能ラベル

オ 省エネルギー診断事業 省エネルギー診断の結果を証する書類

カ Z E B 化調査事業 Z E B 化調査の結果を証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第 1 0 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書により通知するものとする。

2 市長は、当該補助交付決定者からの請求に基づき、前項の規定により確定した補助金を交付する。

3 前項の請求は、補助金請求書により行うものとする。

(手続の代行)

第 1 1 条 申請者は、第 5 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条及び第 9 条に規定する手続を、対象事業の実施を請け負った者に代行させることができる。

(設備の管理)

第 1 2 条 補助交付決定者は、事業完了日から起算して、対象太陽光発電システム、対象普通充電設備、対象 Z E B 事業所等及び対象工事を行った事業所等（以下「管理設備等」という。）の種類に応じ、それぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）で定める耐用年数（以下「耐用年数」という。）が満了するまでの間、善良なる管理者の注意をもって当該管理設備等を管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第 1 3 条 補助交付決定者は、耐用年数の期間内において、管理設備等を処分しようとするときは、あらかじめ、財産処分届出書により市長に届け出なければならない。この場合において、市長が特に必要があると認めるときは、市長は、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(補助金交付の決定の取消し等)

第 1 4 条 市長は、補助交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他市長が適当でない者と認めたとき。

2 前項の規定により市長が交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助交付決定者は、市長が定める期限までにこれを返還しなければならない。

(協力)

第15条 市長は、補助交付決定者に対して、必要に応じて対象事業の効果に関するデータの提供又は地球温暖化対策に係る普及啓発事業等への協力を求めることができるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表第1 (第3条、第4条関係)

対象事業	対象設備等	対象者	補助金の額
1 太陽光発電システム設置事業	次の各号のいずれにも該当する太陽光発電システム (1) 太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方の合計値(以下「最大出力」という。)が10キロワット以上であること。 (2) 当該設備を設置する日前において未使用であること。 (3) 過去に補助金又は本市の他の制度に基づく類似の助成を受けていないこと。 (4) ZEB化改修事業により設	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たす者 (1) 事業者 自らが有する事業所等において自らの費用により当該事業を行うこと。 (2) PPA事業者 次に掲げる要件 ア 他の事業者が有する事業所等において自らの費用により当該事業を行うこと。 イ 補助金額相当額を、対象太陽光発電システムによって発電された電力の販売代金	対象太陽光発電システムの最大出力(小数点第2位以下の端数があるときは、これを切り捨てた数)に50,000円を乗じて得た額と1,000,000円のいずれか低い額

	置するものでないこと。	の減額その他の市長が適当と認める方法により運営事業者に還元すること。	
2 普通充電設備設置事業	次の各号のいずれにも該当する普通充電設備 (1) 申請日において一般社団法人次世代自動車振興センターが公表する補助対象充電設備型式一覧表に記載されていること。 (2) 当該設備を設置する日前において未使用であること。	自らが有する事業所等の敷地内において自らの費用により当該事業を行う者(当該敷地が借地である場合にあっては、その借地の所有者の許諾が得られていない者を除く。)	対象普通充電設備の購入に係る費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)と100,000円のいずれか低い額
3 ZEB新築購入事業	次の各号のいずれにも該当するZEB事業所等 (1) 延床面積(複合建築物にあっては、非住宅部分に限る。)の合計が300平方メートル以上であること。 (2) ZEB事業所等を購入する場合にあっては、当該ZEB事業所等の引渡しを受けた日前において未使用であること。	自らの費用により当該事業を行う事業者	対象ZEB事業所等の建築又は購入に係る費用の額と1,000,000円のいずれか低い額

別表第2 (第3条、第4条関係)

事業所等の要件	対象者	補助金の額
次の各号のいずれにも該当する事業所等 (1) 改修工事を行う日前においてZEB	自らが有するZEB	対象工事(非住宅部分に係るものに

<p>B事業所等でないこと。 (2) 延床面積（複合建築物にあっては、非住宅部分に限る。）の合計が300平方メートル以上であること。</p>	<p>化事業所等 に対して自 らの費用に より当該事 業を行う事 業者</p>	<p>限る。）に係る費用 （消費税及び地方 消費税相当額を除 く。）の額と1,0 00,000円のい ずれか低い額</p>
---	--	--

別表第3（第4条関係）

対象事業	対象者	補助金の額
省エネルギー診断事業	<p>自らが有する事業所等に対して自らの費用により当該事業を行う事業者</p>	<p>省エネルギー診断に係る費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の額と21,600円のいずれか低い額</p>
ZEB化調査事業		<p>ZEB化調査に係る費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の額と100,000円のいずれか低い額</p>